

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(区分口座の取扱い)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 機構は、区分口座ごとに、預託目的に応じて、参加者コードの末尾2桁を利用した次に定める番号の範囲で口座区分コードを付番する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)70 から 79 まで <u>単元未満整理分、単元未満買増管理分又は自己株式(金庫株)管理分</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p><u>(新株予約権の行使に伴う口座振替の通知の取扱い)</u></p> <p><u>第84条の2 振替元参加者は、規程第92条の3第2項に定める通知を機構に対して行うときは、前条第1項に規定する方法により、当該振替に係る株式の数及び振替元参加者の口座について通知を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>機構は、規程第92条の3第3項に定める通知を振替先参加者に対して行うときは、前項の通知を振替先参加者ごとに編集し、振替先参加者の参加者口座簿の記載日の前営業日に振替先参加者に通知する。この場合において、機構は、同項の通知の受領日の翌営業日に、当該振替に係る株式の数について、振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月14日から施行する。</p>	<p>(区分口座の取扱い)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 機構は、区分口座ごとに、預託目的に応じて、参加者コードの末尾2桁を利用した次に定める番号の範囲で口座区分コードを付番する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)70 から 79 まで <u>単元未満整理分又は単元未満買増管理分</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>